

# 子育て支援機能を備えた屋内型子どもの遊び場の設置に向けた サウンディング型市場調査実施要領

## 1 サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査」（以下「調査」という。）とは、市が事業の検討にあたって、民間事業者等から広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するために実施するものです。

## 2 調査の目的

本市では、子どもの遊び場について、こどもセンターや児童館、公園、児童遊園、冒険遊び場などを整備してきました。

しかしながら、共働き世帯の増加や少子高齢化社会の進行、住宅環境の変化など、社会環境の変化等によりニーズが多様化し、既存の施設だけでは需要を満たさなくなりつつあります。

また、多世代同居の世帯が減少し、子育て世帯の孤立化などが課題となっており、子育て支援施策の充実が求められています。

こうした多様なニーズや社会の変化に対応するためには、様々な事業主体との連携が不可欠であると考えています。

このため、より効果的、効率的な手法による事業化を進めるため、民間活力を導入し、地域の活性化を図りつつ、財政負担の軽減を図りながら、子育て支援機能を備えた子どもがのびのびと遊べる「屋内型子どもの遊び場」の設置方法を調査、検討することを目的に実施します。

## 3 調査内容

子育て支援機能を備えた屋内型子どもの遊び場の設置について

## 4 前提条件

- (1) 本市で実施している子育て支援機能（別紙1参照）のいずれか（複数可）を施設に付加することとするが、事業者が独自に提案する子育て支援機能を付加することも可とする。

※本市で実施する施設については、既存の制度により行政の負担で運営することを想定しています。

- (2) 土地及び建物について

ア 市の負担の軽減が図られる提案とすること。

イ 立地については相模原市緑区橋本又は同市南区相模大野周辺とすること。

ウ 駅の近くなど多くの市民が利用できる場所に設置すること。

※商業施設の一部に設けるなど単独施設に限らない。

- (3) 屋内型子どもの遊び場について

ア 全天候で利用でき、無料で子どもがのびのびと遊べるような屋内型の施設とすること。

イ 施設に設置する遊具については、安全性を確保すること。

## 5 対話内容（募集内容）

次の項目について、自らが事業の主体等として参加することを前提に、実現可能なご意見・ご提案をお願いします。

対話の際には、事前にご提出いただいた資料に沿ってご説明をお願いいたします。

その後、市側から質問をさせていただく形式で対話を実施いたします。

### 【主な対話項目】

項目	内容	様式
1 整備主体・手法及び運営方法について	<p>(1) 整備する事業の概要についてお聞かせください。</p> <p>(2) 運営の具体的な方法についてお聞かせください。</p> <p>(3) 施設の場所代・整備費・維持管理費・運営等にかかる費用について想定される額のご提示をお願いいたします。</p>	指定なし
2 子育て支援機能について	<p>(1) 本市で実施する子育て支援施策（別紙1参照）を参考に、施設に付加する子育て支援機能とその選択理由をお聞かせください。</p> <p>(2) (1)の回答について、子どもの遊び場と複合することによる効果についてお聞かせください。</p>	指定なし
3 屋内型子どもの遊び場について	<p>(1) 子どもの遊び場についての全体像やイメージについてお聞かせください。</p> <p>(2) (1)を実現させるための具体的な施設面積や設置する遊具等についてお聞かせください。また、その理由についてもお聞かせください。</p>	指定なし

## 6 実施スケジュール

内 容	実施時期
対話実施要領の公表	令和2年 10月16日（金）
事前説明会の開催	令和2年 10月26日（月）～12月23日（水）
対話参加の申込み	令和2年 11月4日（水）～（対話希望日の5営業日前まで）
資料の提出	対話実施日の3営業日前まで

対話の実施	令和2年 11月20日（金）～令和3年2月26日（金）
結果の公表	令和3年 3月末予定

## 7 対話までの流れ

### (1) 事前説明会の開催

事業概要及び対話の趣旨について、事前の説明会を開催いたします。

参加を希望される方は、別紙2「事前説明会参加申込書」に必要事項を記載しEメールへ添付の上、期日までに下記宛先へお申し込みください。

※事前説明会への出席は対話参加の必須条件ではありません。

※Eメールの件名は「【事前説明会申込】(団体名)」としてください。

【日時】令和2年10月26日（月）から12月23日（水）

1時間程度。(説明会参加の申し込み後、別途調整いたします。)

※日程の都合がつかない場合はご相談に応じます。

【場所】相模原市役所（相模原市中央区中央2-11-15）

【申込期限】説明会希望日の3営業日前まで

【申込先】相模原市こども・若者未来局こども・若者支援課

[kw-shien@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:kw-shien@city.sagamihara.kanagawa.jp)

### (2) 対話参加の申込み

参加を希望される方は、別紙3「エントリーシート」に必要事項を記載しEメールへ添付の上、期日までに上記申込先へお申し込みください。

※Eメールの件名は「【対話申込】(団体名)」としてください。

【申込期限】令和2年11月4日（水）から対話希望日の5営業日前まで

### (3) 資料提出

任意様式により提案内容に関する資料をご作成いただき、Eメールに添付の上、期日までに上記申込先へご提出ください。

※Eメールの件名は「【資料提出】(団体名)」としてください。

【申込期限】対話実施日の3営業日前までとします。

### (4) 対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施いたします。

【日時】令和2年11月20日（金）から令和3年2月26日（金）までの期間で、1～2時間程度。(対話参加の申し込み後、別途調整いたします。)

【場所】相模原市役所本庁舎内の会議室を予定しております。

### (5) その他

対話参加の申込みが多数であった場合は、本調査を効率的に行うため、対話実施日や対話時間について調整させていただく場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

## 8 留意事項

### (1) 対話及び対話内容の取扱いについて

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象となりません。

対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。但し、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何らの約束をするものではないことをご了承ください。

### (2) 対話に関する費用の負担について

対話参加に要する費用は、提案者の負担とします。

### (3) 実施結果の公表について

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表いたします。

公表にあたっては、提案者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。

また、公表内容を提案者に対し事前に確認を行います。

※「相模原市情報公開条例」その他関係法令の規定に従い、情報公開の対象となる場合があります。

### (4) 参加除外条件について

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加することはできません。

ア 相模原市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 26 日条例第 31 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有する）と認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は同条第 2 項に違反している事実がある者

## 9 参考資料

- (1) 第 2 次相模原市子ども・子育て支援事業計画
- (2) 相模原市子育てガイド

## 10 問い合わせ先

連絡先：相模原市こども・若者未来局こども・若者支援課（青少年支援班）

所在地：相模原市中央区中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号

電話番号：042-769-8289（直通）

FAX：042-754-5123

E-mail：kw-shien@city.sagamihara.kanagawa.jp